

第四編
近世

第一章 吉田郷と村

第一節 吉田郷の成立

一、吉田と島津氏

近世の吉田は、吉田郷と言われた。それは中世後期に準備されたものであるといつても過言ではない。郷の範圍、村や集落、農業等の産業、生活、寺社等々はそれをよく示しているし、これはひとり吉田だけのことではないが、政治組織を主として新しくできあがったものがあり、それが中世の吉田と区別する根拠となるのである。それは、島津藩の成立である。

中世吉田の領主であつた戦国大名島津氏は、秀吉のもと、統一政権下の大名となり、更に徳川幕府のもとで近世大名となつた。近世大名となつた島津氏は、吉田郷を含む薩摩国だけでなく、大隅国一國と日向国の一郡とを所領とし、島津藩とした。島津藩は、三力国にわたつたが、一般に各藩は一つの国を領国とするのも少なく大部分は何郡かの範圍にあつたので、藩名も郡市名を付けたものが多い。そのため鹿児島藩略して麿藩とも言い後に薩摩藩省略して薩藩と言ふことが多かつた。

島津藩は、三方国にわたること、国高が高いこと、大名が鎌倉時代以来の家柄であること、琉球国を付属させていること、士族の比率が高いこと、尚武（武術を尊ぶこと等）で他藩を凌いでおり、西南の雄藩として知られていた。この島津藩は、鶴丸城とその城下町と、百余（時期により数に変動がある）の郷から構成されていた。

二、吉田郷の村

島津藩の郷のひとつである吉田郷は、薩摩国鹿児島郡に属し、近世成立期には「本城村、本名村、佐多之浦村、宮之浦村」の四力村であり（寛文四年（一六六四）「薩摩国郡村高辻之帳」）、享保十二年（一七二七）の大御支配（総検地）で分村が行われ、「宮之浦村、東佐多浦村、本名村、西佐多浦村、本城村」の五力村となつた（寛政十二年（一八〇〇）「諸郷村附並浦附」）。なお、この間に元文二年（一七三七）には佐多之浦村の触田を重富郷へ編入している（『薩隅日地理纂考』）。

吉田郷の周圍は、十里三町二十間（約四〇キロメートル）（寛政六年（一七九四）「吉田神社仏閣旧跡改帳並方覚帳」）、また十二里三町二十二間（約四八キロメートル）（「薩隅日琉諸郷便覽」）であつたと言ふ。

第二節 村と門

一、門割

島津藩の村は、原則として門に編成されていた。門の戸数等をもとにそれぞれの門に耕地の割当てをし、耕地を交付した。一村の門数はいろいろで、一定していない。概して、薩摩は門の数は多くなかった。門は方限とか組とかにまとめられることが多かった。その門はいくつかの家部から構成されていた。家部は、一家族から数家族から成っていた。

村の責任者は庄屋で、これは郷士が任命される決まりであった。方限の責任者は名主、門の責任者は名頭ななごう、家部の責任者は名子なごで、いずれも農民身分の者がその任に当たった。

門に割り当てられた土地である門高は二十〜四十石で、名子はだいたい平均に分けるが名頭は多く取っていた。これらの耕地のほか、薪材および建築材料として山林原野も各門に若干ずつ配分された。各門に配分された耕地は一定の年限をもって割換が行われたが、割換は原則として検地の際に行われた。検地は文禄三年（一五九四）の大閤検地をはじめとして二十一年目の慶長十九年（一六一四）、*skara*に二十年目の寛永十年（一六三三）、二十

七年目の万治二年（一六五九）、六十四年目の享保七年（一七二二）の五回にわたり総支配換が行われたが、以後明治三年まで約百四十年間は総支配換は行われず、小規模の割換が行われていた。

百姓の門には蔵入門と給地門がある。蔵入門は直接藩庁の御蔵にその貢租を納入する門である。給地門は城下士または郷士に配当された門で武士の知行地となる。したがって給地門はその門に属する土地を給せられた城下士や郷士の支配を受けるのであって、その土地に課せられた諸負担はすべてその知行主たる城下士や郷士に対して納付しなければならぬ。この場合その知行主は公には領主といわれた。このように城下士や郷士は知行地として給地を受け、それによって門を支配していた。これらの武士によって直接支配されていた門百姓がどのような負担を受けていたかは「万治二年知行物定帳」によれば、①高一石に対し正租・役米計三斗八升が正式の年貢である（この高一石は他藩と違って粃であり、租米は玄米であるので、高一石すなわち粃九斗六升に対して納米三斗九升八合になるので約八〇%の租米となる）。②高三十石の門は正月・節句・盆および風構（台風の防備）として種々の品物をその支配する郷士に納めなければならない。③用夫一人当たり一年十二日の賦役となってい

る。これで見られるように島津藩の百姓は八公二民に近い物納地代を負担していたうえに、毎月十五日は庄屋の土地を耕作したり、または公用労役についていたり、「月に三十五日」の公役に従事した。

二、吉田郷の門

吉田郷の門については、古い資料が少なく、門が幾つあったのか、詳細に知ることはできないが、碑文や古文書から調査して、現在分かっている門名は次の様なものである。

東佐多浦

平田門 田ノ上門 小山門 東屋敷

西佐多浦

脇田門 寺田門 船ヶ平門 慶田門 沢田門 内田門

柘宇都門 溝ノ口門 川路山門 上園門 柿木田門

増田門 居福門 吉留門 佃門 内村門 堤水流門

永野門 留水門 出水門 山口門 清水門 茶屋門

大宮司門 盛満門 川原門 宮田門 溜門 原門 潮

留門 船脇門

本城

下坊門 野下門 水口門 平城門 迫門

本名

飯屋園門 飯山門 上田平門 武田門 川内門 内門
和田門 石下谷門 大宮司門 大角門 下田平門 大
脇門 今村門 永田門 今富門 新留門 西園門 末
広門 永石門 小向得門 東門 西門 坂口門 折口
門 福元門 栗下門 中野門 口町門 西森門 清水
屋敷

宮之浦

外園門 吉野牧門 内野之門 吉水東門 木場門 谷
口門 谷門 川崎門 神之園門 南屋敷

第二章 藩政期の人口

第一節 全国、九州、島津藩

一、全国と九州での推移

「宗門改」が実施されたので、中世までとは、全く異なり全国の人口数が明らかにされる様になった。

近世における全国の総人口は、慶長五年（一六〇〇）千二百二十七万三千人余、享保六年（一七二二）三千二百二十七万八千人余、弘化三年（一八四六）三千二百四十二万四千人余と、二百四十年間で二倍半もの増加であつ

た。飢饉の多発で、人口が停滞したかの如く理解されがちであるが、そうではなかったことが分かる。九州という地域についてみると、慶長五年（一六〇〇）百二十六万六千人余、享保六年（一七二二）三百六十九万人余、弘化三年（一八四六）四百六十一万二千人余となっている（社会学研究所『日本列島における人口分布の長期時系列分析』）。三・五倍以上の増加で、地域別では目立った増加となっており、この地域が当時最も平穏な地域であったことを示している。

二、島津藩領の人口とその推移

島津藩では、「宗門手札改」により全領地の人口が調べられるようになった。但し、藩主である大名と、その一族及び家老等の最高身分の者と、一部の最下級の身分の者は別の扱いであった。

宗門手札改により、人口数をみると、貞享元年（一六八四）薩摩大隅日向三十五万五千三百八十七人・琉球十二万九千九百九十五人の合計五十五万七千八百八十三人（『三州御治世要覧』、宝永二年（一七〇五）薩摩大隅日向四十六万一千九百六十一人・道之島四万九千四百七十二人・琉球十五万五千八百八人の合計六十六万六千五百四十一人（『例規雑集』）、寛政十二年（一八〇〇）薩摩大

隅日向六十二万三千三百六十一人・道之島七万四千五百九十三人・琉球十五万五千六百三十七人の合計八十五万三千五百九十一人（薩摩日琉球諸島人口留）、文政九年（一八二六）薩摩大隅日向六十四万六千九百二十五人・道之島七万七千六百六十七人・琉球十四万五千四十九人の合計八十六万五千四百四十一人（『政要録』）と、百四十年程の間に、一・五倍以上に増え、八十六万人台となっている。

三、島津藩における身分別の人口とその推移

当時身分制度が確立しており、島津藩では、諸士（城下の武士身分）、郷士（郷の武士身分）、私領士（二所持及び一所持格身分の武士が所持する郷の武士身分）等が武士身分で、在郷（郷の農民身分）が農民身分であった。

薩摩国の場合、在郷は、明和九年（一七七二）男十万人九千九百九十九人、女九万五千二百五十七人の合計二十万四千二百五十六人、文政九年（一八二六）男九万九千三百六十人、女九万一千六百七十八人の合計十九万一千三十八人であり、郷士（私領士を含む）は、明和九年（一七七二）男三万八千五百一人、女三万二千二百五十六人の合計七万七千五百八十八人、文政九年（一八二六）男四万二千五百二十一人、女三万八千五百七十四人の合計

八万一千九十五人であった。

その他出家・浦浜・野町・郷士家中下人・足軽・諸座付・中宿・門前等を含めた薩摩国総人口は明和九年（一七七二）三十三万五千八百六十一人、文政九年（一八二六）三十二万九千五百十四人で、明和九年（一七七二）農は六〇%、士は二一%で文政九年（一八二六）農は五七%、士は二五%であった。

これは、総人口が二%程減少する中で、在郷はほぼ同じ割合で減少したのに、郷士は一五%近く増加しているためである。

第二節 吉田郷の人口と家部

一、吉田郷の人口

寛政六年（一七九四）には、東佐多浦村百四十九人、西佐多浦村四百二十人、本城村百六十八人、本名村六百三十三人、宮之浦村三百四十九人、その他各村とは別に、寺家門前者二十七人、野町百一人、社家三十三人、郷士九百六人合計二千七百八十六人（「吉田神社仏閣旧跡改帳並方覚帳」）であった。

士農工商という身分別にすると、士九百六人、農千七百十九人、工無し、商百一人、その他六十人となり、士は三三%程になり、農は六二%程となり、吉田郷の士の

割合は薩摩国の平均より一割以上多かった。

二、吉田郷の家部

寛永六年（一七九四）には、東佐多浦村（なまむら）二十九、西佐多浦村（なまむら）三十九、本城村（なまむら）二十四、本名村（なまむら）六十四、宮之浦村（なまむら）二十九、野町（なまむら）十七、社家（なまむら）六、郷士家百八十五、寺家門前者家三、合計（なまむら）三百六十七（合計はあわない）（「吉田神社仏閣旧跡改帳並方覚帳」）であった。

村の竈は、門屋敷と書くときもあり、後述する家部に相当するものである。現在似ているものとしてあげるなら、所帯がそれである。なお幕末の郷士の家部は百四十七（「薩隅日琉諸郷使覽」）であった。

第三章 藩政期の石高

第一節 石高

一、土地生産高

太閤検地に始まり、近世を通じて全国的に行われた、土地生産高の表示方法。田畑、屋敷、その他の面積等に石盛を乗じて計算する。このように、生産高を原則として

图1 吉田郷図

(吉田町役場蔵)



米に換算するのが一般的であった。これが年貢諸役の課税基準にもなり、大名等の知行高の基準ともなった。

全国の総石高は、慶長三年（一五九八）千八百五十万石、元禄十年（一六九七）二千五百八十八万石、天保五年（一八三四）三千五十六万石と増加した。二百三十年程の間に七割近く土地生産高が上昇したことになり、近世の経済が激しく変わって行く様子を示した数値である。

二、島津藩の石高

島津氏が、江戸幕府から初めて所領安堵の判物を得たのは元和三年（一六一七）であり、六十万五千六百七十七石を知行した。その後寛永十六年（一六三九）道之島琉球高十二万三千七百七十二石を加えられ、六十九万九千八百五十五石となり、万治二年（一六五九）七十四万七千九百九十三石、享保七年（一七二二）八十六万七千二十七石、文政九年（一八二六）八十九万九千六百七十一石となった。二十万石程の増加であった。吉田郷が含まれる薩摩国は慶長年間二十五万六千九百八十石、文政九年（一八二六）三十二万八千五百六十四石となり、ここでも増加している。吉田郷の所属する鹿児島郡は、寛文四年（一六六四）に三万三千三十九石であった（『旧記雑録』）。

第二節 吉田郷の石高と特産物

一、吉田郷の石高

寛文四年（一六六四）に本城村千十六石二斗一升六合五勺、本名村千三百四十五石二斗五合、佐多之浦村千四百五十二石六斗三升、宮之浦村千七百七十五石七斗四升六合九勺（『薩摩国郡村高辻之帳』）で、合計六千八百八十九石七斗九升五合四勺で、安永七年（一七七八）六千六百七十石余（『三州御治世要覧』）で、寛政六年（一七九四）東佐多浦村千三百三十四石六斗七升八合七勺四才、西佐多浦村千六百四石八斗二升四合七勺四才、本城村七百三十三石七斗八升八合二勺五才、本名村千八百五十一石四斗四升九合一勺、宮之浦村七百八十七石三升五合五勺三才で、合計六千五百五十四石七升六合七勺（『吉田神社仏閣旧跡改帳並方覚帳』）で、「要用集」では六千七百六十五石余、文政十一年（一八二八）六千六百三十一石七合七勺一才（『政要録』）で、幕末には六千六百八十八石余（『薩隅日地理纂考』）とか、六千六百十九石（『薩隅日郡村名附』）とか、六千六百七十七石四斗四升四合八勺五才（『薩隅日琉諸郷便覧』）とかであり、弘化三年（一八四六）には六千六百七十七石四斗（『薩隅日三州高覚附帳』）で、全期を通じて六千石台であった。

二、吉田郷の耕地と特産物

耕地の割合は、明治に入ってから記録によると畑が田より僅かに多かった。なお畑の半分に相当する切替畑（焼畑）があり、これを加えると畑が田の一・五倍で、畑作を主とする郷であった。『三国名勝図会』によれば、吉田の特産物は、次の様なものであった。

「飲食類 煙草タバコ（佐多之浦村の所産多く上方に売出す）。

菓種類 柴胡ノセリ 茯苓フクリヨウ。

竹木類 杉シノ 松マツ 樟クス 櫛クシ 甘櫛アマカシ 黄櫛キハゼ 漆樹ウルシ 桃緑竹ナヨタケ

苦竹ニガタケ。

飛禽類 雉キジ 鷓鴣ヤマドリ 青鷺ヤマバト 告天鳥ヒバリ 鶉ウズラ。

走獸類 鹿カ 野猪ノイ。

鱗介類 香魚アユ 鰻鱺オオウナギ 鱈スッポン。」「

第四章 外城と郷士

第一節 島津藩の地方組織と

身分制度

一、郷と外城

島津藩は、鹿児島城を内城とし、藩内の各郷を外城と

した（例外もある）。いざ合戦というときには、内城の鹿児島城（一般には美称の鶴丸城として知られている）のみならず、いずれの外城でも防衛体制がとれるし、通常も合戦のための用意を怠らず、かつ必要とあれば内城へ動員されることを覚悟するものであった。従って、各郷には、武士身分の者が配置された。在郷の士分であり、郷士（または私領士）と呼ばれ、当初は兎に角として、後には城下士より下位の身分とされた。

二、麓と郷政

外城には地頭支配の直轄領と一所持などの私領とがある。いずれも中世の山城の近くに地頭仮屋などを置き、その周辺に郷士を居住させた。いわゆる麓集落と呼ばれるものである。

麓は城山に接続し、また麓を貫流する街道の一部は幅が広く、馬場といつて郷士・家来の練武場となった。この麓の外周に村（在）・町・浦浜が連なり、百姓・町人・浦浜人の居住地となっていた。

郷の行政は地頭仮屋（または領主仮屋）で執行され、地頭は寛永ごろ（一六二四〜一六四四）から遙任となり城下に住んでいたのをこれを掛持地頭といった。

郷に住んで実際の政治にあたったのは、郷士年寄・組

頭・横目の三役である。郷士年寄ははじめあつかいといっていたが、天明三年（一七八三）から郷士年寄と改めた。二人ないし数人からなり、郷内全般の政務にあずかっていた。

組頭は郷士を数組に分けたその頭役であり、郷士の教導および郷の警備に当たった。

横目は数人からなり、諸務取次ぎおよび検察・訴訟のことに当たった。農政その他に関しては三役の下に種々の所役を置き、役名などは時代や場所によって相違もあるが、書役・普請見廻・野廻・相談役・行司・郡見廻・庄屋などの下級役が主なもので、郷士が任ぜられて郷政に参加した。

三、郷士の収入

郷士は知行高を与えられていた。この知行高は門高ともいい百姓に耕作をさせる本田畑である。その地目は次の通りであった。

- (1) 浮免 門高に編入されない本田畑で、武士にあたえられる。自作自収で租米九升二合を納める。
- (2) 拘地かけち 武士が藩の許可を得て自費開墾して永代所有が許される。浮免と同じく租米は九升二合。
- (3) 永作 自費開墾地で武士・百姓にも許可されたが、

門高と同じ租率である。

- (4) 大山野 原野・藪地を開墾した土地で収納が低いので貢租は低かった。

- (5) 溝下見掛 古荒地や山野不毛の地を自費開墾したもので租率は低い。

このように郷士は知行高である門高や浮免・拘地その他の土地からの収入に加えて役職から生ずる役高、旅費日当などもあった。

各郷の士族高帳などを見ると、数十石の高持士から、屋敷だけで無高の一ヶ所士、無屋敷士の三者に大別できる。高持士でも一石以上の者は少なく、一石以下の下級郷士が圧倒的に多かった。また、城下士と同様に郷士にも高の売買は許されていたので、上級郷士による高の集積が進められていた。

禄高の低い郷士は医師・大工・鍛冶すき・紙漉すき・紺屋・石工などの職業を営んでいた。

第二節 吉田の麓

一、麓と野町

吉田の麓は、中世吉田の最後の城郭となった松尾城の城下に設定された。松尾城の大手の麓付近から北東の思川をはさんだ場所、吉田郷全体から見ると、東端に当

たる。

この地区は、中世後期以来吉田衆といわれる戦国大名島津氏の家臣団が居住していた場所であり、中世末には中道地区へも家臣団の居住地が拡大していた。その中には、中世以来この地に居住していた者と、島津義弘配下で、加治木に居た川田国順のように、元和五年（一六一九）中道へ召し移された者もあった。

野町は、伊集院から移転の七軒をもとに、地頭仮屋の前の小路に形成された。後期には恵比寿（夷）石像と井戸を囲み、上町十四戸、下町十戸に分かれていた。店は、上くや・下くや・油屋・麴屋兼酒屋・宿屋兼豆腐屋等があった。屋敷は六畝あり、降ろし戸で、中央に通路のある店構えで、屋根は葺葺が普通で、油屋だけが瓦葺であった。

二、地頭

地頭職は、高五十石であり、「吉田神社仏閣旧跡改帳並万覚帳」、「諸郷地頭系図」によれば、中世の後期より歴代が次の様に記載されている。

(1) 吉田神社仏閣旧跡改帳並万覚帳

元龜三年（一五七三）村田越前守 阿多若狭守

伊地知美作守 島津左衛門歳久

本田下野入道 村田□□

伊勢平左衛門 川上左京

上神□□左衛門

慶長四年（一五九七）川上四郎兵衛 桂太郎兵衛

島津中務 樺山桂左衛門

村田藤兵衛 島津清太夫

島津又助 比志島□□

寛文二年（一六六二）壬寅九月三日定 大野源右衛門

寛文五年（一六六五）乙巳三月 阿多□□左衛門

延宝八年（一六八〇）庚申八月三日 鎌田太郎右衛門

天和二年（一六八二）壬戌八月七日定 町田式部

貞享三年（一六八六）丙寅九月廿七日 島津助太夫

元禄四年（一六九二）辛未七月廿九日 相良清兵衛

宝永三年（一七〇六）丙戌三月朔日 明所

宝永七年（一七〇〇）庚寅三月十八日 島津□□左衛門

享保三年（一七二八）戊戌三月朔日 明所

享保三年（一七二八）戊戌四月十八日 和田次兵衛

享保十一年（一七三六）丙午八月八日 明所

享保十八年（一七三三）癸丑正月廿一日 相良源太夫

享保廿一年（一七三六）乙卯八月朔日 明所

享保廿一年（一七三六）乙卯九月十八日 土持新八

延享三年（一七四六）丙寅七月四日 明所

延享四年(一七五二)丁卯八月四日 福山平太夫

宝曆二年(一七五二)壬申九月朔日 明所

宝曆四年(一七五四)甲戌正月十一日 称寝孫左衛門

宝曆六年(一七五六)丙子七月廿八日 明所

宝曆十一年(一七六一)辛巳九月六日 四元庄藏

宝曆十三年(一七六三)癸未六月廿二日 明所

明和二年(一七六五)乙酉二月十五日 村山挂馬

安永五年(一七七六)丙申正月十八日 明所

安永五年(一七七六)丙申九月廿一日 市田藏内

天明二年(一七八三)壬寅正月廿一日 岩下清右衛門

天明五年(一七八五)乙巳五月十四日 明所

天明七年(一七八七)丁未一月十一日 谷村孫右衛門

寛政三年(一七九二)辛亥二月十九日 村田為右衛門

寛政九年(一七九七)丁巳七月十二日 明所

寛政十年(一七九八)戊午一月十一日 富山逸見

享和二年(一八〇三)壬戌八月廿一日 川上頼母

文化七年(一八二〇)庚午十月廿八日 明所

文化九年(一八二二)壬申正月十一日 大番頭北郷作右衛門預け 岩切賀藤次

文化十一年(一八二四)甲戌二月七日 明所

文化十二年(一八二五)乙亥二月 大番頭北郷作右衛門預け 肝付帯刀

文化十四年(一八二七)丁丑八月十二日 明所

(2) 諸郷地頭系図

平野六郎左衛門友知 初丹後 民部左衛門、冒國分氏、

伊地知式部少輔重成 後筑前守、吉田城代ト爲リ居レリト自家ノ譜ニミヘタリ

桂太郎兵衛忠増 日隅不詳、寛永十四死去、

本田下野守親貞入道三省 自系図ニ吉田・加世田地頭ト有リ、

伊勢平左衛門貞成 飢野(飯野)・吉田・蒲生地頭ト有リ、

比志島掃部助國詮 初孫四郎河内守 義弘御隠居御家老、寛永九年比地頭

島津中務 忠榮ナラン、元和ノ比方、

樺山權左衛門 久盈ナラン、寛永年中カ、同十九年死去、

村田藤兵衛經固 御勘定奉行・御船奉行・町奉行・吟味役・御使役等相勤

島津清太夫久元 御物奉行也、豊前久守弟、初主計、後帯刀、一旦喜入氏後嗣ト成、正保元年申、明暦三年迄歟

島津又助忠清 玄蕃忠紀弟、実ハ大和守久章之子也、『明暦四・四月七日定』

大野源右衛門 寛文二年九月三日『定』

阿多十左衛門 寛文五年二月二日『定』

鎌田太郎右衛門 延寶八年甲申八月十二日、

島津大藏久明 初久始 式部、天和二年三月廿八日、

町田式部 天和二年戊八月七日、

島津助太夫 貞享三年寅九月廿七日、元禄三年迄、

相良四郎五郎 元禄四年未七月廿九日、

島津頼母 久記カ、寶永三年戊正月廿七日、

二年閏十月 三百七十七

- ・島津十郎左衛門 寛永七年二月十八日〔平一日〕享保三年戊三月朔日迄
- ・和田次兵衛 享保三年戊四月十八日〔平一日〕同十一年午八月五日迄
- ・相良源太夫 享保十二年未正月廿一日〔平一日〕同十八年丑八月朔日迄
- ・土持新八〔元〕 享保廿年卯九月十八日〔元〕延享三年寅七月〔廿日〕迄
- ・福山平太夫 延享四年卯八月四日〔元〕『寛延四未八月二日迄』
- ・祢寝孫左衛門 月廿八日迄〔後式部〕 寶曆四年戊正月十一日〔元〕同六年子七月廿八日迄
- ・四本庄藏 寶曆十一年巳九月四日〔元〕同十二年未六月廿一日迄
- ・村上桂馬 八日迄〔後靜馬〕 明和二年酉二月十七日 安永四年未正月十日迄〔元〕
- ・市田喜内 後勘解由、安永五年申九月十九日〔八月十日〕迄
- ・岩下佐次右衛門 天明二年寅二月九日〔正月十日〕同五年巳五月十三日迄
- ・谷村孫右衛門 天明七年未四月十日〔二月〕『寛政三亥正月十一日迄』
- ・村田伊左衛門 寛政三年亥三月十九日〔二月〕『同九巳閏七月十日迄』
- ・富山逸見 寛政十午正月十一日〔元〕迄
- ・川上頼母 享和二年八月廿一日〔元〕文化七年十月廿七日迄
- ・岩切嘉藤次 文化九申正月十一日〔元〕同十一月六日迄
- ・肝付帯刀 文化十一年六月四日〔元〕同十四丑八月十一日迄
- ・島津頼母久武 文化十五寅正月十一日〔元〕迄
- ・平山五郎右衛門 天保四巳正月十一日〔元〕同五年十二月廿七日迄
- ・里村藤十郎 天保六未七月十九日〔元〕同十一子十二月十一日迄
- ・寺尾庄兵衛 天保十二丑四月十三日〔元〕嘉永三戌四月十二日迄
- ・赤松主水 嘉永三戌五月十五日

以上(1)と(2)とは同一の地頭歴代のはずであり、大部分は同一人物と思われるが名前、官職、年月日等に異なっている個所が多いので、今は並記しておくに止めたい。

三、郷士年寄

「吉田神社仏閣旧跡改帳並方覚帳」によれば、歴代が次の様に記載されている。

- 慶長 大井七右衛門
- 明暦 川田市兵衛 深見六右衛門 高原源右衛門
- 寛文 牛込新兵衛 大牟礼口門 江夏長兵衛 高原惣右衛門
- 延宝 長谷川久左衛門 春成覚右衛門 深見六右衛門
- 貞享 税所為兵衛 梶原休左衛門 川田主税
- 天和 深見仁左衛門 川田伝左衛門 木不明
- 元禄 大井与助 久松丑兵衛 牛込藤太夫
- 宝永 税所越右衛門 川田善助 高原源右衛門
- 享保 高原惣右衛門 大井七右衛門 古木藤衛門
- 寛延 税所喜右衛門 牛込新兵衛 深見覚右衛門
- 宝暦 久松喜兵衛 梶原休右衛門 大井不明
- 明和 伊地知盛太夫 平原太右衛門

安永 大井岩右衛門

天明 大井七右衛門 伊地知喜右衛門

※郷士年寄二改ル

寛政 川田善助 平原角右衛門

與頭役 大井小右衛門 川田平太夫

助年寄 税所伊兵衛

寛政十一年 川田平太夫

異国方掛與頭 牛込新兵衛

助年寄 大井興右衛門

寛政十二年 年寄勤 橘

第三節 吉田の郷士

一、郷士の人数

郷士については、文政十一年（一八二八）には、総人数五百五十七人で、郷士人隼二百十八人とあり（「政要録」）、幕末に人数四百四十四人（「薩隅日琉諸郷便覧」とあり、捉え方はいろいろであった。

吉田の郷士人数は、郷全体の人数の三三％程で、島津藩の平均三割前後とほぼ同じ割合である。

二、郷士の石高

郷士高といい、吉田の郷高に含まれていた。

「元和五年（一六一九）九月二十日 吉田衆中高帳」は、「百九石九斗六升七合四勺四才 深見大膳正」以下三十五人で、「合八百四石五斗二升四合四勺七才」となっており、「寛永十年（一六三三）十二月六日 薩州吉田知行帳」は、「高二百石 川田藤兵衛尉」以下六十二人で、「合高八百四十四石九斗」となっており、「寛永二十一年（一六四四）十月九日（吉田衆中高帳）」は、「高二百二十三石二合 川田城介」以下五十九人で、「合高七百五十八石一斗 升六合」となっている。寛永六年（一七九四）には、八百八十八石三斗九升六合七勺六才、文政十一年（一八二八）には九百八十八石四斗八升五合六才であった。幕末には、九百七十五石余（「薩隅日郡村名附」とか、千十六石四斗二合一勺二才（「薩隅日琉諸郷便覧」とかであった。

三、郷士の知行

郷士の知行高は、吉田の支配所によって作成される「知行高名寄」を基本台帳とした。いずれも、村別に一筆ごとに地名、地目、縦横の間数、面積、石盛、責任者名が記され、田畑別に合計面積と石盛とが記されていた。

第五章 吉田の生活

第一節 農業生活

一、用夫

農民の内、一要件を満たした者を用夫いぶと言ひ、課役負担者となった。人数は、文政十一年（一八二八）には、四百九十七人で、野町からの野町用夫が三十三人であった（「政要録」）。用夫は、狩夫ともいい幕府には四百五十九人であった（「薩隅日琉諸郷便覧」）。

二、開田

近世島津藩内では開墾が盛んに行われていたが、吉田郷でも各自の力で開墾が進められていた。ここには一、二の事例を取り上げることとする。

(1) 石垣

財力のある者は、串木野から人夫にんぶ（串木野夫）を連れてきて石垣を築き開墾を行った。

西佐多浦の小字提水流の池頭には、この人たちが自然石を巧みに積み上げ谷間の狭い土地を数町歩の田地にした跡がある。

(2) 小野田用水

西佐多浦の小字小野田の小野淵下に堰をつくりこれから水を引いたので、この名がつけられたものである。寛文年間（一六六一〜七二）に江夏長兵衛が吉田郷の「噺」となっている記録が残っている。江夏氏は土木の才を買われて島津家にとりたてられており、加治木から吉田郷に移って来ている点から考えると、あるいは江夏氏の「噺」時代を前後してつくられたものではなからうか。

用水路には四つの水門（よこて）と東下の水神下に地下水路と四・五カ所に引水用横穴がある。また途中には七つの洞窟（ぬき）を掘っている。桑之丸にある二番目と三番目の「ぬき」の途中に「いしこし」という部分があり、増水期には必要以外の水は自然にここから溢れ出る様に工夫されており、冬には下部の栓をぬいて沈泥を流し出していたという。水門（よこて）も平面の組方ではなく、松の自然の曲りをうまく組合せて積上げた立体的なもので、永い年月もちたえるよう苦心されている。なお住時の溝清掃（溝こしらえ）には本名とその付近から公役として、多数の人数が来たと言われている。小野淵上に寛政の水神石碑、西麓水門の所に（天保か）六年乙未二月吉日の水神石碑、

装してあったということだが、今は石材は剥ぎ取られてしまっており、昔の面影は残っていない。それに反して白銀坂には昔の石畳みの道がまだ所々に残っている。

二、齊興公の行列

弘化五年(一八四八)島津齊興ががおきが国老ずしよしよとんの調所笑左衛門をはじめ軍事係の役人数十人、兵士五十人、大砲手二十余人を従え、蒲生・国分を経て福山で砲術大操練をご覧になったとき、吉田郷を通過されるようすを鹿児島県史料(島津齊興公史料)と町内の史料(山下逸二氏提供)によって再現してみよう。

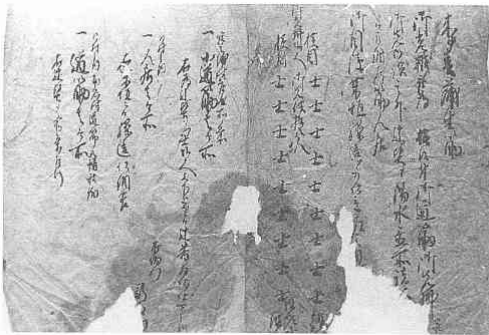
一月二十日 齊興公、日隅二州海岸御巡見、且、福山原において大操練催され、御城下鉄砲隊行軍演習すべき旨命ぜられたり。

二月三日 齊興公日隅二州海岸御巡見の為御発駕、蒲生郷御一泊、来たる六日福山原において大操練御覧あるべき旨達せられたり。

城下を出発した齊興公は、徒歩で従う兵士・役人数多を従え、吉野村庄屋役所(帯迫)に立ち寄り、それから吉田筋(蒲生筋)を北に進み、川崎渡しで精木川を渡つて、宮之浦村庄屋役所(三重石塔付近)の前にでる。ここには辻堅め(通行止め)の郷士二人が辻番として控え

ている。行列の先頭は、御先私の横目二人、御先供に十八人の士と組頭二人、道筋の辻堅めなどは吉田郷士が勤めることになっており、途中の民家(木場門など七戸)には柴垣を巡らせて御目障りにならないようにしてあった。

宮之浦八幡社の前(当時の鳥居は、現在の消防車庫側にあった)には湯水を置いた接待所が設けてあり、袴姿の郷士一人と野町の町人二人が接待にあたっている。ここから、道は内野の門(字 内野前田)の手前で左に折れ、倉谷からの出口付近を経て下道したみちを吉水へと進む、行



蒲生までの警備計画書

列が吉水から本名村への道と交差する十文字には、特に左右二人ずつの辻堅めを置いて警戒している。吉水の子持神の前にも接待所が設けてあった。ここからは、カセ脇の坂を下る。本城村岩茶屋(現在は大字本名、山口安憲宅付近)は御休所で、県史料に「吉田本城

村御口之者（御中間トモ云）岩本織右衛門所御休」とあるのがこれであろう。岩茶屋という字名のいわれは、昔、「岩」という人が茶屋をひらいていたことからきていると言われているが、岩茶屋という地名は、昔はもつと広い地域を指していたようなので、実際の御休所は隣接宇「尾コノ瀬」（現在、東条自動車修理工場）にあった庄屋役所であろう。ここでは、進上物や御機嫌伺いを受けられることになっている。

これから先は、宇立平の縁にそって山を上り花立茶屋に下ってから涼松に上っている。花立茶屋は、明治の頃には山方清氏の祖父が経営していたということだ。

この辺りは、県道開削のとき切通されて低くなっており、当時の道は役場前交差点付近では現在の県道より四倍ほど高いところを通っていた。

涼松は御小休所になっていて、県史料では「涼松御野立」とあるので、景色の良い涼松でお茶を一服して休息されたのであろう。ここは交通の要衝でもあり、本名村道筋（郡山方面）、野下道筋（宇都谷方面）、麓道筋（小山・触田方面）に、それぞれ辻堅めを置いている。

小休止のあとは、西中への古道（蒲生筋）をくだっているが、この道筋は大迫、柊宇都、慶田、などの字名からたどることができる。西佐多浦村松木川原（宇松川原）



佐山峠 上(二人の人物)が古道
下が現県道

には、また湯水の接待所が設けてある。

ここから先は、一般には金峰神社の辺りで思川を渡り（チャンボワタリ）鶴木から桑之丸を経て佐山を越える道筋を取るのが普通である。しかし、資料によれば行列は大宮司ヶ下（金峰神社付近）から東に折れて井手山の郷右衛門などの家の側で左に折れ、下川原で思川を渡っている。ここでも、行列が麓からの道と交差する十文字には東西に二人ずつの辻堅めを置いている。

この後は井手口橋の辺りにでて、そこからは公用書状伝達路であった古道を通って佐山を越え、蒲生へと進んでいるようだ。佐山峠も県道開削のため切り通され、古道は町境の崖の上に僅かに残っているだけである。計測したところ、道幅は二九〇ヤ（約一間半）であった。

この道筋は、一般に言われている「吉田筋」とは少し

ちがつているが、警備の必要からできるだけ民家を避けて、郷土の居住地近くを通過しようと意図したためと考えられる。従って、やむを得ず近くを通る民家は柴垣で囲っているが、その数は吉田郷内で僅か七戸（宮之浦村木場門一戸、本城村花立二戸、西佐多浦村井手山三戸、他一戸）しかないという事からもこの意図は明らかである。もし仮に、この行列が一般に利用されていたとされる道筋を辿るとするならば、西佐多浦村では桑之丸・鶴木間で、本城村では花立・荒毛間で、宮之浦村では堂園上から姥ヶ迫の岡を越えて三重石塔に至る道筋（上道）で数多くの民家の前を通らなければならないことになる。

この斉興公の一行が、吉田郷を通過されるために動員された吉田郷土の数は、資料破損のため「 \square 辻堅メ式 \square 」までしか読み取れないが、資料から集計すると、

辻堅メ	（郷土）	二一箇所	四二人
湯水置所	（郷土）	三箇所	三人
御先供	（郷土）	一八人	
御先払	（横目）	二人	
組頭		二人	
合	計	六七人	（町人 六人）

となる。〔資料編参照〕

この数は、この年（嘉永元年と改元）の御軍賦改正に

よる吉田郷（西目七番御備）の半手（六一人）出役の人数と、ほぼ一致している。

また、この文書は、弘化五年二月六日福山での大操練ご覧の藩主斉興一行警備計画提出のための下書きと考えられる。それは、参勤交替は七月ごろ下向し、年末に参勤して、正月に將軍拝賀というのが通例で、鹿児島県史料によって一八〇〇年以降の申年を調べたところ、藩主が年次に鹿児島在府というのは弘化五年（一八四八）戊申の一回だけしかないのでから判断できることで、極めて異例のことである。

この頃わが国の周辺には開国を求める諸外国の来航が絶えず、薩摩藩だけみても、

文政七年（一八二四） 英国捕鯨船宝島上陸
天保七年（一八三七） 英国モリソン号山川沖停泊
弘化三年（一八四六） 英仏艦那霸来航

と続いている。幕府も弘化四年（一八四七）丁未、沿岸警備について論ず。とあるので、斉興は藩の沿岸警備を命ぜられて異例の下向をしたものと思われる。

この文書の外に郷土年寄山下新五衛門の弘化四年十一月以降の「御光越被為 遊候付自分日記」があり、また、この後には最終打ち合せとみられる、正月二十九日付けの書状も残っているので、これが「鹿児島県史料」嘉永

元年（弘化五年）二月三日の項、「斉興公、日隅二州海岸御巡視の爲め御発駕、蒲生郷御一泊、来たる六日福山原に於いて大操練御覧あるべき旨達せられたり」と関連することは明白であつて、この事から文頭の「来申春」は、「きたる弘化五年（申）春」で、文末の「未十一月廿四日」は、その前年「弘化四年（未）十一月二十四日」であることが確かめられる。

第三節 宗教

近世島津藩政下では、多様な信仰がみられた。吉田郷でも盛んであつたが、ここには一、二の事例を取り上げることとする。

一、秋葉講

鶴木や桑之丸で、近世以来行われている。「御秋葉大権現講日記」には、次の様にあり、大規模なものであつた。

文政十年（一八二七）己九月十八日 座元船脇門十藏

ふれ 慶田門権左衛門

御秋葉大権現講日記 船脇門龍右衛門

吉留門新助

文政十二年（一八二九）己正月十八日 座元内田門平

太郎

出水門友衛門 山口門藤右衛門 茶屋門以右衛門

原口清之丞 大宮司門新兵衛 盛満門庄太郎 川原

門十衛門 内田門平太郎 内村門平三郎 川路門藤

衛門 山口門源助 宮田門権衛門 船平門直満 増

田門伝右衛門 居福門伝右衛門 留水門仲龍 清水

門正助 溜門新助 宮田門益助 右ノ次十八 船脇

門龍右衛門 潮満門藤右衛門 茶屋門源右衛門

人数 廿七人

この講は「あつかさまつり」とか「おひまち」といつた。

講日には一升の米でダンゴ三百六十五個を造り、火の不始末で火災を起こし切腹させられた家とか、後世火災で家を焼いた家へこのダンゴを持参して、火災を出さぬことを祈つたという。

二、庚申講

宇都谷バス停留所本城口から百ほど本城へ向かう道わきに「アミダ堂」といわれている場所があり次の碑文のある石碑がある。

「寛文九年（一六六九）三十三人衆敬白 奉供養 庚申待」（以下不明）

これから、寛文のころには庚申待ちの信仰があつたことがわかる。この石碑の近くの岩崎商店背後の岡に、高さ三呎ぐらいの立派な石碑が立っている。碑の上部には梵字が彫られ、付近の古老は「カノエサル」と呼んでいる。この碑には田地がついており、これを青年団の人が耕作をし、その米で祭り（講か）や六月燈が行われている。これも庚申信仰である。いずれも講であつた。

三、隠れ念仏

近世島津藩では、浄土真宗を禁止していたが、藩内各地で、役人の監視を逃れて、夜間窟内の集会場（ガマと

いう）等を使用し、法会を行つていた。

吉田郷内にも、本名の都迫・谷上・石下谷、宮之浦の吉水・宮西、本城の宇都谷等に洞穴があり、隠れ念仏は盛んであつたと見られている。

集会の際には、村の要所に二才を番人として藩の役人を見はらせ万一の場合にそなえた。不幸にして発覚したり、捕らえられたりした者は非常に苛酷な罪科が加えられ死に至るような者もいた。幕末このような責めをうけた人の中に谷口甚吉、山内武兵衛、永野休次郎の名が見えている。なお、島津藩では、特に浄土真宗禁止の役割を持った宗門手札改を寛永三年（一六二六）から慶応二年（一八六六）まで三十二回にわたつて実施している。